

## 2 電気事業

### (1) 事業の現状

#### ア 本県電気事業の概要

本県の電気事業は、オイルショック後の石油代替エネルギー開発促進と地域振興等を目的として、昭和63年2月に卸電気事業の許可を受け事業を開始し東北電力(株)に卸供給している。

現在、小谷発電所(会津若松市)、真野発電所(飯館村)、日中発電所(熱塩加納村)、庭坂発電所(福島市)の4発電所を運転しており、最大出力は4発電所を併せて7,600kwとなっている。

発電所名	発電方式	最大出力 (kw)	年間可能発生電力量 (Mwh)	最大使用水量 (m3/s)	運転開始日	卸供給先
小谷発電所	ダム式	3,300	17,036	45.00	H 2.7.1	東北電力株式会社
真野発電所	ダム式	1,100	4,150	2.80	H 4.4.1	
日中発電所	ダム式	1,700	7,853	2.50	H 7.7.1	
庭坂発電所	水路式	1,500	6,697	1.60	H13.4.1	
計		7,600	35,736			

#### イ 公営電気事業における本県の位置づけ

平成13年度末現在で公営電気事業を行う事業者数は、1都1道1府30県1市の34事業者となっている。最大出力でみた本県の位置付けは次の通りとなっており規模的には小さい。

(平成13年公営電気事業の経営の現況より抜粋)

	都道府県名	発電所数	認可最大出力 (kw)	備考
1	神奈川県	12	352,750	
2	群馬県	26	242,130	
31	京都府	1	11,000	
32	福島県	4	7,600	
33	兵庫県	1	5,000	
34	広島県	1	700	

### (2) 経営の状況

#### ア 収支状況

平成2年度に営業運転を開始して以来、異常渇水であった平成8年度を除き、純利益を確保しており、現時点までは経営的に健全性を維持し安定的に推移してきている。

しかし、全体費用に占める減価償却費や企業債支払利息等の資本費の割合が約75%となり、全国の公営電気事業者の平均である約41%と比較しても高い状況にあり硬直化した財務内容となっている。

$$\text{資本費} = (\text{減価償却費} + \text{企業債支払利息} + \text{市町村交付金}) / \text{事業費用}$$

(単位：千円)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14 (見込)	H15 (見込)
電気事業収益	485,116	499,233	505,743	502,742	506,439	557,056	485,501	486,198
営業収益	481,567	494,998	496,952	501,602	504,281	555,901	484,891	486,003
財務収益	3,473	4,159	4,277	1,066	1,908	880	525	122
その他	76	76	4,514	74	250	275	85	73
電気事業費用	492,072	487,919	485,088	464,935	490,164	530,504	489,063	478,337
営業費用	286,958	288,434	292,122	279,039	311,610	331,111	302,352	307,311
市町村交付金	34,888	46,142	43,256	40,304	37,605	35,135	32,853	50,516
減価償却費	125,240	125,321	125,221	125,356	124,774	149,525	149,292	149,013
財務費用	205,110	199,417	192,920	185,895	178,553	186,625	179,072	171,026
支払利息	205,110	199,417	192,920	185,895	178,553	186,625	179,072	171,026
その他	4	68	46	1	1	12,768	7,639	0
当年度純利益	6,956	11,314	20,655	37,807	16,275	26,552	3,562	7,861
費用に占める減価償却費、支払利息、交付金の割合	74.2%	76.0%	74.5%	75.6%	69.6%	70.0%	73.9%	77.5%

H14は、特別損失処理等のため、損失が出る見込みである。

#### イ 卸供給料金

卸供給料金は、「卸供給料金算定規則」(経済産業省令)により、原価算定期間(2年間)において、卸供給事業を運営するに当たって必要と見込まれる原価を基に、電力会社と協議を行い料金を決定している。

売電単価は平成14年4月現在、現在、小谷・真野・日中発電所(みなし卸電気事業者)で15.17円/kwh、庭坂発電所(卸供給事業者)が11.51円/kwhとなっている。

この売電単価は全国の公営電気事業者の中で最も高い単価となっている。(全国平均9.28円/kwh)

本県の売電単価が高い理由としては、発電開始が平成2年と遅く減価償却が進んでいないこと、また、資本費の割合が高いこと等が要因となっている。

卸供給料金の推移の状況は下表のとおり。

(単位：円/kwh)

	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
小谷	18.33													
真野	-		20.15		20.31		17.96		17.95		18.26		15.17	
日中	-		-		-		14.43							
庭坂	-		-		-		-		-		-		8.88	
公営平均	8.66	8.95	9.08	9.32	9.40	9.53	9.58	9.71	9.73	9.70	9.65	9.41	9.28	

ウ 企業債残高と内部留保資金の状況

電気事業に係る内部留保資金と企業債残高は以下のとおり。発電出力1kwあたりの企業債の残額を他県と比較した場合、本県は495千円となり全公営電気事業者の中で最も高い。

(単位：百万)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
内部留保資金	15	59	145	275	396	474	505	503	527	552	590	390	435
企業債残高	2,203	2,781	3,248	3,581	3,761	3,824	3,760	3,664	3,553	3,429	3,623	3,906	3,765

内部留保資金 = 流動資産 - (流動負債 + 引当金)

(3) 課題

- ア 電力自由化の進展により、本県電気事業にどのような影響があるのか。
- イ 本県電気事業の経営見通しはどうか。
- ウ 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)の公営電気への影響はどのようなものか。
- エ 電力自由化の影響及び今後の経営見通しを踏まえた時、今後、事業を継続する意義があるのか。

(4) 事業の方向性の検討

1 電力自由化の進展により本県電気事業にどのような影響があるか。

(1) 電力自由化の背景等

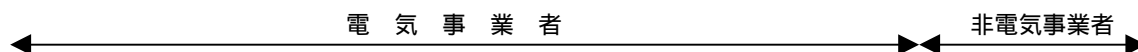
日本の電力料金は、内外価格差が大きく、電力自由化は、電力市場への民間新規参入を認めて競争原理を導入することで市場全体のコストダウンを図る目的等のため進められてきた。これまで、平成7年度と11年度に電気事業法が大幅に改正され、段階的に自由化の促進が図られている。

(2) 電力自由化の進展による公営電気事業への影響

平成7年度の法改正により、従来「卸電気事業者」であった公営電気事業者が「卸供給事業者」の位置づけとなったが、特例措置により、小谷、真野、日中の3発電所について「みなし卸し電気事業者」となり、平成21年度までは東北電力(株)と締結した「電力受給に関する基本契約書」により売電の保証は確保されることとなった。また、庭坂発電所は、法施行後の運転開始のため「卸供給事業者」であるが、東北電力(株)との「基本協定」締結により平成22年度までの売電は確保されている。しかし平成22年度以降(庭坂は平成23年度以降)の売電の保証はない。

電気事業者の形態について

電気事業法では一般電気事業、卸電気事業者、特定電気事業、特定規模電気事業の4形態がそれぞれ規定されている。



一般電気事業者	卸電気事業者	特定電気事業者	特定規模電気事業者	卸供給事業者
10電力会社 東京電力、東北電力等	電源開発株 日本原子力(株) みなし卸電気事業者	特定の供給地点における需要に応じ電力の供給を行う (平成7法改正で創設)	一定規模の需要に応じる電気の供給で一般電気事業者の電線路を介して供給する (H11法改正に伴い創設)	公営電気 住友共同電力 黒部川電力 IPP等

	小谷、真野、日中		庭坂
--	----------	--	----

売電単価は、経済産業省が定める「卸供給料金算定規則」による総括原価に基づき決定されるが、平成11年12月の同規則の改正により、自己資本報酬等の扱いが減額となり、公営電気事業者の経営的なメリットが少なくなっている。

なお、「卸供給料金算定規則」に基づく総括原価主義による単価決定のしくみが自由化の中で、今後とも維持されるのかについても不透明である。

自己資本報酬：事業者の利益に相当し、投資した自己資本に対して報酬率を乗じた額が算定料金に織り込まれる。

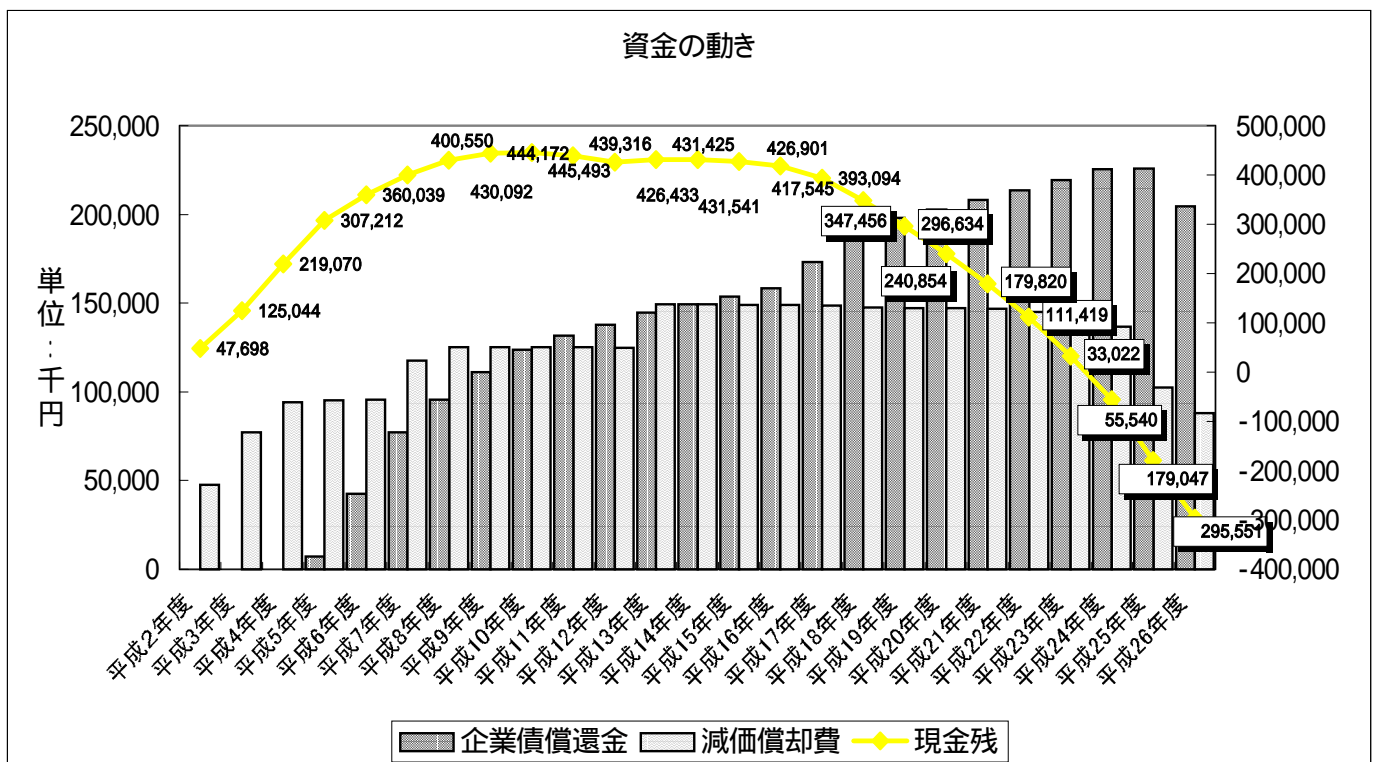
経済産業相の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の電気事業分科会における審議では、平成17年度まで自由化の対象範囲が50kwまで拡大されることや電力取引所の創設等の提案がされており、電力自由化は一段と進む流れと見られ、公営電気事業者にとってはより厳しい競争の中に組み込まれる可能性が大きい。

2 電力自由化の進展の中、本県電気事業の経営見通しはどうか。

(1) 本県の電気事業経営の見通し

電気事業については、総括原価主義で料金を決定しているが、今後、自己資本報酬の減少により、単年度の収支でも、突発的な支出や湯水等により基準電力発電に満たない場合には、収支損益でマイナスとなることは十分考えられる。また、これに伴い長期的な経営見通しでは、企業債償還のための内部留保資金が不足する恐れがあり、経営的には厳しい見通しとなっている。

企業債償還に係る資金の状況



企業債の償還は、減価償却費見合いの内部留保資金を主な財源とするが、本県の場合、平成

15年度以降に企業債の償還額が減価償却費を上回り平成24年度には内部留保資金が無くなり資金が不足する恐れがある。

(2) 本県電気事業の価格競争力

本県の発電事業は、他県に比べ事業開始からの日が浅く、建設費が大きかつ企業債の占める割合が高い等固定的な経費の占める割合が大きく、事業者としての経営努力も限られた範囲での対応とならざるを得ず限界がある。

また、電力自由化の流れの中、電力の価格競争は益々激しくなるものと予想され、本県のように高い売電単価で価格競争力のない事業者にとっては将来の経営見通しは厳しい。

【参考】全国の平均売電単価及び東北各県の売電単価

全国平均（平成14年4月1日）9.28円/kwh

東北の各県の単価 青森県：8.35円/kwh 岩手県：7.83円/kwh

秋田県：8.68円/kwh 山形県：7.75円/kwh 新潟県：8.91円/kwh

福島県の4発電所の平均単価：14.48円/kwh

3 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)の公営電気への影響はどのようなものか。

平成14年6月に「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下「RPS法」という。)が制定された。

RPS法では、新エネルギーの利用を増加させるため、電気事業者に販売電力量に応じた一定割合の新エネルギー電気の利用を義務付けている。電気事業者は、義務履行のため、自ら発電、他からの購入、他の電気事業者に肩代わりができ、最も有利な方法で販売量達成のための選択をする。

水力発電についても、RPS法の対象となったが、平成14年12月に制定された政令では、水力発電については規模が1,000kw以下の水路式(ダム式は認められない。)のものに限られた。このため本県の4発電所はRPS法には該当せず、電力会社が目標割当の達成のため購入する新エネルギーの対象からははずれることとなった。

4 公営電気事業の公共性・公益性は何か、また公営で電気事業を行う意義はあるのか。

(1) 公営電気事業の公共性・公益性と今後の水力発電

オイルショック後の石油代替エネルギーとして役割に加え、近年は、再生可能エネルギーかつ純国産エネルギーとしての、地球環境的視点からの意義が大きくなってきている。

エネルギー供給に占める水力発電の割合は、8.9%であり、うち公営電気の割合は、8.8%である。(平成12年度 電気事業連合会統計委員会編集電気事業便覧)

エネルギー全体の供給面からは、水力発電についてもトータルの発電量の確保は必要であるが、電力自由化の中で供給主体は問題ではないと考えられる。

(2) 今後の公営電気事業の意義

今日の公営電気事業の場合、電力会社に売電する形態となっているため、公共性、公益性が見えづらい面がある。また、電力の供給という視点からは、現在のエネルギー需給の状況から必ずしも県自らが発電を行う必要は弱く、民間でも行える事業である。

現在まで本県電気事業は経営の健全性を維持し採算的に問題はなかったが、今後の電力自由化が進む中、経営への影響を受けることは必至の状況で、仮に資金が不足した場合、一般会計から繰り入れを受けてまで事業を継続する公共性・公益性は弱い。

#### (5) 電気事業の見直しの方向性

本県企業局として、電気事業に参画し、小谷発電所で発電を開始後12年が経過した。最近では、平成13年4月から庭坂発電所が発電を開始し、現在4発電所が営業を行っている。

電気事業については、近年の地球規模での環境政策の貢献や再生可能の純国産エネルギーとしての水力発電の意義があり、その公共性・公益性は認められるところである。

しかし、近年の電力自由化等の進展から公営電気事業を取り巻く環境は大きく変化をしてきており、いずれ、経済原理による価格競争に取り込まれる可能性が必至で、価格競争力の弱い本県公営電気事業の経営は将来的に非常に厳しい見通しである。

長期的な経営の見通しでは、平成21年度の電力会社との基本契約の切れた後の売電の保証がないこと、また平成24年度には内部留保資金が不足する恐れがあり、今後の電力自由化の進展の状況如何によっては、資金不足年度が早まることも十分考えられる。こうした場合、一般会計から繰り入れを受けてまで事業を継続する意義は弱いと考えられるため、民間へ事業譲渡する方向とする。